

改正労働法徹底解説

XII. 労働監査



XII. 労働監査

緊急の監査

1 現行法

- 規定なし。

2 新法

- 労働監査では、監査の決定に基づいて対象、および範囲が割り当てられる場所、監査および調査する権利を有する。被雇用者の安全・生命・健康・名誉および尊厳が侵される緊急的な危機の場合、管轄者の決定により直ちに監査が行われる(同法第216条)。



注意点

- 監査および調査を実施するのは、地域管轄の労働局である。